

5 循環第 7 7 9 号  
令和 6 年 3 月 2 6 日

一般社団法人愛知県産業資源循環協会会長 様

愛 知 県 環 境 局 長  
( 公 印 省 略 )

廃棄物の適正な処理の促進に関する条例第 7 条の  
規定に基づく確認の取扱いについて (通知)

日頃は、本県の廃棄物行政の推進につきまして、御理解と御協力いただき、ありがとうございます。

「デジタル原則を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の適用に係る解釈の明確化等について (通知)」(令和 5 年 3 月 31 日環境省通知)を受け、本県では、「廃棄物の適正な処理の促進に関する条例」(平成 15 年 3 月 25 日)第 7 条の規定に基づく確認について、別添のとおり取り扱うこととしますので、貴協会会員への周知についてご配慮くださるようお願いいたします。

また、廃棄物の適正な処理の促進に関する条例第 7 条に関するガイドライン (排出事業者用) を改訂し、ウェブページ<sup>※</sup>の Q & A を更新しましたので、御活用ください。

(※URL <https://www.pref.aichi.jp/site/haikijourei/jigyoul.html>)

担 当 資源循環推進課  
廃棄物監視指導室指導グループ  
電 話 052-954-6236 (ダイヤルイン)  
ファックス 052-953-7776  
電子メール junkan@pref.aichi.lg.jp